

実施方針公表時からの変更点

実施方針公表時からの変更点のうち、主なものは次のとおりである。

1 利便施設運営業務の業務追加等

利便施設運営業務を次のとおり変更した。

区 分	新	旧
ア 利便施設の種類	<u>コンビニエンスストア</u> 、レストラン、職員食堂、 <u>コーヒーショップ</u> 、 <u>自動販売機</u> 、コインランドリー、パジャマ・タオル・付添い寝具等レンタル、 <u>テレビ</u>	レストラン、外来食堂、コインランドリー、パジャマ・タオル等レンタル
イ 使用料	利便施設運営業務に係る売上額の3%を下限として、事業者が提案する使用料率により算定した使用料	固定資産管理規程に定められた行政財産使用料（土地建物の㎡単価により算定）

2 医療機器・備品等調達業務に係る変更等

調達リストを変更（業務要求水準書Ⅱ「別紙1」「別紙2」）するとともに、仕様書を追加（業務要求水準書「添付資料-12」「添付資料-13」）した。

また、入札提案書から実際の調達・納品までの間の技術革新及び技術開発等による医療機器の陳腐化リスクに対処するため、「医療機器変更協議実施要綱」を作成した。（入札説明書「付属資料3」）

3 統括マネジメント業務及びメディカルアシスタント業務における想定人数の提示

統括マネジメント業務及びメディカルアシスタント業務においては、発注者側と事業者側で当該業務の規模（業務量）の想定にずれが生じないように、業務要求水準書に参考として想定人数を示すこととした。（業務要求水準書 p 9 及び p 17）